

第37回はむら夏まつり参加者募集

第37回はむら夏まつり

日時 7月28日(土)・29日(日)午後3時～8時30分
 ※催し物は、天候などにより変更・中止する場合がございます。
会場 羽村駅東口・西口周辺
テーマ 「魅(みせる)」
主催 第37回はむら夏まつり実行委員会

今年のテーマは

魅(みせる)



▶人波踊り

人波踊り参加者募集

そろいの浴衣やはんてんなどを着用、羽村独特の民謡調のゆつたりとした踊りに参加しませんか。

期日 7月28日(土)

参加資格 市内・外を問わず、5人以上の団体で、はむら夏まつり実行委員会が認めた団体
 ※服装は自由です。



◀ボランティアスタッフ

サブステージでのパフォーマン出演者募集

会場内に設置するトラックステージで、ダンスや音楽などのパフォーマンスを行います。
参加資格 市内・外を問わず、無償で出演していただけの方で、はむら夏まつり実行委員会が認めた個人・団体
 ※申込多数の場合は抽選で決定します。

ボランティアスタッフ募集

はむら夏まつりに運営スタッフとして参加しませんか。1日のみの活動も可能です。運営スタッフになって、夏まつりを一緒に盛り上げましょう。
応募資格 市内・外を問わず、ボランティア(無償)で運営に協力していただける方
内容 会場内の案内や清掃、各催し物の進行管理補助など

各募集の申込み

6月29日(金)午後5時(時間厳守)までに、申込用紙に必要事項を記入し、Eメールまたは直接産業課へ

申込用紙の配布

市役所西分室2階産業課で配布するほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

模擬店出店者募集

飲食・物品販売などの模擬店を出店する団体を募集します。市内事業所や市内で活動する団体で出店し、夏まつりを盛り上げましょう。
出店資格 羽村市商工会会員または市内で常時活動している市民団体
 ※市民団体は、市内で常時活動しており、羽村市民のみで構成される団体であることが証明できるもの(活動記録など)が必要です。
申込み・問合せ 6月22日(金)午後5時(時間厳守)までに、羽村市商工会で配布する申込用紙に必要事項を記入し、出店料・提出書類などを添えて、直接羽村市商工会へ
 ※申込用紙と一緒に配布する出店要綱を、必ず確認してください。
 ※保健所の指導により、飲食物販売者は、仕込先住所・施設名を臨時出店届に記入する必要があります。また、保健所の許可が得られない品目での出店はできません。



▲模擬店



問合せ 第37回はむら夏まつり実行委員会事務局

■産業課(市役所西分室2階)

☎5206000@city.hamura.tokyo.jp

■羽村市商工会 ☎555-16211

外国人住民の方へ

「外国人登録証明書」が変わります

7月9日(月)に、外国人登録制度が廃止されるため、「外国人登録証明書」に代わり、「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます。

なお「外国人登録証明書」は、新制度施行後も引き続き有効です。すぐに切替の手続きをする必要はありません。

在留カード

在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可など、在留に係る許可に伴って入国管理局で交付されます。

特別永住者証明書

特別永住者証明書は、特別永住者に対して交付されます。従来どおり市役所の窓口で交付します。

※交付済みの登録証明書は、7月9日(月)以降も当分の間、在留カード・特別永住者証明書とみなされます。

短期滞在者(3か月以下)

7月9日(月)で、登録証明書は廃止され、住民票の登録もありません。

中長期者(3か月以上)

在留期間満了まで所持している登録証明書は在留カードとみなされます。

永住者

施行日から3年間、所持している登録証明書は在留カードとみなされます。

特別永住者

新制度導入後の「次回確認申請期間」の初日が3年以内の場合は「3年間、3年を超える場合は「次回確認申請期間」の初日まで、特別永住者証明書とみなされます。問合せ 市民課受付係



市役所土・日窓口閉庁などのお知らせ

窓口閉庁

住民基本台帳法の一部改正に伴う電算システム改修作業のため、市役所の土・日窓口を閉庁します。

期間 7月7日(土)・8日(日)

※両日とも地下1階に設置してある住民票等自動交付機は稼働しますので、利用してください。

住民票等自動交付機の停止

住民票等自動交付機の改修作業のため、自動交付機を停止します。

期間 7月9日(月)～13日(金)

※この期間は、自動交付機で取り扱う住民票および印鑑証明の発行業務に限り、午後5時～9時まで市役所1階市民課窓口で受け付けます。

問合せ 企画政策課企画政策担当

子育て応援メニュー

□ 乳幼児ショートステイの利用を

保護者が病気・事故・冠婚葬祭・病气看護・出張などの理由で、一時的に保育ができない場合に、7日以内でお子さんを保育します。リフレッシュのための利用もできます。

対象 生後57日～未就学児

保育施設 社会福祉法人東京恵明学園(青

梅市友田町2-714-1)

☎0428-2310241

基本保育時間 午前8時～午後6時

保育料(一人当たりの日額)

■ 10時間未満: 3000円

■ 10時間以上(宿泊を含む): 4000円

※保育中に児童の疾病などの理由で特別な処置を必要とした場合は、別途実費相当額が必要となります。

※生活保護受給世帯および市民税非課税世帯には減額措置があります。相談してください。

申込み・問合せ 子ども家庭支援センター

☎578-2882